

遺言公正証書



太田公証役場

公証人 ●●●●●

Ⓣ 373-0851 太田市飯田町 1245-1 清水ビル 1F
TEL.FAX. (0276) 45-8469

（ 謄 本 ）

平成 ●● 年第 ●●● 号

遺 言 公 正 証 書

本公証人は、遺言者 ●●●●● の囑託により、
証人 小和田大輔 及び証人 ●●●●● 立会いの
もとに、遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。

遺 言 の 趣 旨

第 1 条 遺言者は、次の各不動産の遺言者持分全部を、
遺言者の長男・●●●●●（昭和●●年●●月●日生）
に相続させる。

① 所 在 群 馬 県 ●● 市 ●● 町

地 番 ●●● 番●

地 目 宅地

地 積 ●●● . 1 2 平方メートル

（ただし、遺言者持分 3分の2）

② 所 在 群 馬 県 ●● 市 ●● 町 ●●● 番地●

家屋番号 ●●● 番●

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造セメント瓦葺2階建

床面積 1階 ●●● . 5 3 平方メートル

2階 ●● . 6 1 平方メートル

公 証 人 役 場

(ただし、遺言者持分 2分の1)

第2条 遺言者は、その所有する次の不動産を、遺言者の2男・●●●●(昭和●●年●●月●日生)に相続させる。――

① 所在 群馬県●●市●●町

地番 ●●●番●●

地目 宅地

地積 ●●●. 96平方メートル

② 所在 群馬県●●市●●町●●●番地●●

家屋番号 ●●●番●●

種類 居宅・事務所

構造 木・鉄骨造瓦葺2階建

床面積 1階 ●●. 46平方メートル

2階 ●●. 23平方メートル

第3条 遺言者は、その所有する次の不動産及び債権を、遺言者の3男・●●●●(昭和●●年●●月●●日生)に相続させる。――

① 所在 群馬県●●市●●町

地番 ●●番●

地目 宅地

公証人役場

地 積 ●●●. 76 平方メートル

② 債 権

平成 ●●年 ●月 ●日付け合意書にかかる債権を
含む遺言者の有限会社 ●●●●●●●●●● (本
店 群馬県 ●●市 ●●町 ●●番 ●●号) に対する
全ての債権。 _____

第 4 条 遺言者は、有限会社 ●●●●●●●●●● (本店 群
馬県 ●●市 ●●町 ●●番地 ●●) に対する遺言者の
出資持分全部を、長男・●●●●●●, 2 男・●●●●●●及び
3 男・●●●●●●の 3 名に、均等の割合で相続させる。

第 5 条 遺言者は、遺言者の死亡時に有する預貯金及
び現金の全部について、その 4 割を 2 男・●●●●●●
に相続させ、長男・●●●●●●及び 3 男・●●●●●●の両
名には各 3 割を相続させる。 _____

第 6 条 遺言者は、第 1 条から第 5 条までに記載した
財産を除く、その他の遺言者の有する一切の財産の
相続については、長男・●●●●●●, 2 男・●●●●●●及
び 3 男・●●●●●●の 3 名の協議に委ねるものとする。

第 7 条 遺言者は、各共同相続人に対してそれぞれ生
前贈与をしてあるが、遺言者の相続に関しては、そ

本 旨 外 要 件

群馬県 ●●市 ●●町 ●●●番地 ●

会社役員

遺言者 ● ● ● ●

昭和 ●●年 ●月 ●日生

遺言者は、印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。_____

群馬県 ●●市 ●町 ●●番地 ●

●●●●●●●● ●●●号

司法書士

証 人 小和田 大 輔

昭和 ●●年 ●月 ●●日生

群馬県 ●●市 ●町 ●●番地 ●

●●●●●●●● ●●●号

事務員

証 人 ● ● ● ●

昭和 ●●年 ●月 ●●日生

以上のおおりに録取し、遺言者及び証人に読み聞かせ、かつ、閲覧させたところ、一同その記載に誤りがないことを承認し、次に署名押印する。_____

公 証 人 役 場

遺言者 ●●●●●● 印

証人 小和田 大 輔 印

証人 ●●●●●● 印

この証書は、平成●●年●月●●日、本公証人役場
において、民法第969条第1号ないし第4号に定め
る方式に従って作成し、同条第5号に基づきこれを付
記し、本公証人次に署名押印する。-----

群馬県太田市飯田町1245番地1

前橋地方法務局所属

公証人 ●●●●●● 印

この謄本は、平成●●年●月●●日、本公証人役場
において、原本に基づき作成した。-----

群馬県太田市飯田町1245番地1

前橋地方法務局所属

公証人 ●●●●●●